

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～093 (略)</p> <p>094 気管・気管支ステント</p> <p>(1) <u>気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。ただし、大静脈へ使用する場合は1回の手術に対し2個を限度として算定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>095～204 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～093 (略)</p> <p>094 気管・気管支ステント</p> <p>(1) <u>気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>095～204 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～093 (略)</p> <p>094 気管・気管支ステント</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内蔵機能代用器」であって、一般的名称が「<u>気管支用ステント</u>」、「<u>気管用ステント</u>」又は「<u>大静脈用ステント</u>」であること。</p> <p>② 悪性腫瘍等による<u>気管、気管支狭窄又は大静脈狭窄</u>に対して、<u>気道又は大静脈の開通性確保</u>を目的に使用するステントであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>095～204 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～093 (略)</p> <p>094 気管・気管支ステント</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内蔵機能代用器」であって、一般的名称が「<u>気管支用ステント</u>」又は「<u>気管用ステント</u>」であること。</p> <p>② 悪性腫瘍等による<u>気管又は気管支狭窄</u>に対して、<u>気道確保</u>を目的に使用するステントであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>095～204 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p>